

北海道江差保健所感染症診査協議会結核部会議事概要

- 1 日 時 令和5年(2023年)11月7日(月)16:00~16:15
- 2 場 所 北海道江差保健所2階 母子・栄養相談室
- 3 出席者
 - ・結核部会委員 5名中3名
 - ・北海道江差保健所長
 - ・北海道江差保健所健康推進課長
 - ・北海道江差保健所健康推進課保健係 2名
- 4 会議記録
感染症法第24条第3項に基づく患者個人に係る診査のため非公開
- 5 議題等
 - (1) 報告 対象者2名 (計4件(入院勧告:2件 就業制限:2件))
 - (1例目) 入院勧告(感染症法第19条第1項)・就業制限(感染症法第18条第1項)
 - 患者情報及び経過について説明及び報告。
 - ◎委員からの質疑・意見
 - ・質疑・意見は特になし。
 - (2例目) 入院勧告(感染症法第19条第1項)
就業制限(感染症法第18条第1項)
 - 患者情報及び経過について説明及び報告。
 - ◎委員からの質疑・意見
 - ・質疑・意見は特になし。
 - (1) 審議 3件
 - (審議1) 入院(延長)勧告(感染症法第20条第1項)
 - 報告1例目の対象者の入院期間延長について審議を依頼
 - ◎委員からの質疑・意見
 - ・適当と承認。質疑・意見は特になし。
 - (審議2) 入院(延長)勧告(感染症法第20条第1項)
 - 報告2例目の対象者の入院期間延長について審議を依頼
 - ◎委員からの質疑・意見
 - ・適当と承認。質疑・意見は特になし。
 - (審議3) 結核患者の通院医療費公費負担(感染症法第37条の2)
 - 患者情報及び経過について説明及び報告。
 - ◎委員からの質疑・意見
 - ・適当と承認。質疑・意見は特になし。

	項目	根拠	件数	答申内容
報告	就業制限	感染症法第18条第1項	2件	意見なし
	入院勧告	感染症法第19条第1項	2件	意見なし
諮問	入院(延長)勧告	感染症法第20条第1項	2件	適当
	入院期間延長	感染症法第20条第4項	0件	—
	通院医療	感染症法第37条の2	1件	適当